

改正後	現 行
<p>別記1 (略)</p> <p>別記2 園芸作物等の先導的取組支援</p> <p>別紙3 果樹</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 事業の実施要件 次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1 (1) に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の様態が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。 転換の様態が維持されていることの確認に当たっては、事業実施の内容、転換等の様態が維持されているかについて第3の2に定める<u>果樹先導的取組支援事業実施計画</u>との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を5年間保管すること。</p> <p>(3) 支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウのいずれかの要件を満たすこと。ただし、1 (3) に定める取組については、事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。 ア 改植及び新植後の<u>支援対象者の果樹栽培面積</u>のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること イ～エ (略)</p> <p>(4) <u>実施面積</u>が1か所当たり以下のとおりであること。 ア 1 (1) に定める取組：<u>地続きでおおむね2 a 以上</u> イ 1 (2) に定める取組：<u>地続きでおおむね10 a (ただし、土壌土層改良の取組は地続きでおおむね2 a) 以上</u> ウ 1 (3) に定める取組：<u>おおむね200 a 以上</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第3 事業実施手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>果樹先導的取組支援事業実施計画</u></p> <p>(1) 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本</p>	<p>別記1 (略)</p> <p>別記2 園芸作物等の先導的取組支援</p> <p>別紙3 果樹</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 事業の実施要件 次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1 (1) に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の様態が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。 転換の様態が維持されていることの確認に当たっては、事業実施の内容、転換等の様態が維持されているかについて第3の2に定める<u>先導的果樹経営支援対策事業実施計画</u>（以下「<u>先導果樹実施計画</u>」という。）との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を5年間保管すること。</p> <p>(3) 支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウのいずれかの要件を満たすこと。ただし、1 (3) に定める取組については、事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。 ア 改植及び新植後の<u>農業者の面積</u>のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること イ～エ (略)</p> <p>(4) <u>受益面積</u>が1か所当たり<u>地続きでおおむね</u>以下のとおりであること。 ア 1 (1) に定める取組：<u>2 a 以上</u> イ 1 (2) に定める取組：<u>10 a 以上</u></p> <p>ウ 1 (3) に定める取組：<u>200 a 以上</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第3 事業実施手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>先導的果樹経営支援対策事業実施計画</u></p> <p>(1) 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本</p>

<p>事業の実施に必要な事項を定めた<u>果樹先導的取組支援事業実施計画</u>を別記様式第2-1-2号及び別記様式第2-1-3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>果樹先導的取組支援事業実施計画</u>を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。</p> <p>ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 補助金の交付</p> <p>1 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別記様式第2-1-5号又は<u>別記様式第2-1-6号に定める果樹先導的取組支援事業補助金(変更)交付申請書</u>により事業実施者に対し補助金の交付を申請するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6 実績報告及び補助金の請求</p> <p>1 支援対象者は、本事業の実績について、第3の2(1)の<u>果樹先導的取組支援事業実施計画</u>の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、<u>別記様式第2-1-7号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書</u>により事業実施者に報告するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第7～11 (略)</p>	<p>事業の実施に必要な事項を定めた<u>先導果樹実施計画</u>を別記様式第2-1-2号及び別記様式第2-1-3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>先導果樹実施計画</u>を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。</p> <p>ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 補助金の交付</p> <p>1 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別記様式第2-1-5号又は<u>別記様式第2-1-6号</u>により事業実施者に対し補助金の交付を申請するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6 実績報告及び補助金の請求</p> <p>1 支援対象者は、本事業の実績について、第3の2(1)の<u>先導果樹実施計画</u>の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、<u>別記様式第2-1-7号</u>により事業実施者に報告するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第7～11 (略)</p>
<p>別記3 収益性向上対策・生産基盤強化対策</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 目標年度</p> <p>目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、以下の1から3までに掲げる場合又は取組に係る目標年度は、それぞれ、当該1から3までに定めるところによるものとする。</p> <p>1 都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合</p>	<p>別記3 収益性向上対策・生産基盤強化対策</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 目標年度</p> <p>目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、以下の1から3までに掲げる場合又は取組に係る目標年度は、それぞれ、当該1から3までに定めるところによるものとする。</p> <p>1 都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合</p>

<p><u>(ただし、2の(2)から(4)まで及び3の場合を除く。)</u>  事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度とする。この場合においては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。</p> <p>2 果樹、茶及び永年性工芸作物（桑、ホップ、和紙原料作物をいう。以下同じ。）（以下「果樹等」という。）の取組  (1) 果樹の改植及び果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組 <u>(ただし、1の場合を除く。)</u> については、事業実施年度から10年後とする。  (2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7～第19 (略)</p>	<p>事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度。この場合においては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。</p> <p>2 果樹、茶及び永年性工芸作物（桑、ホップ、和紙原料作物をいう。以下同じ。）（以下「果樹等」という。）の取組  (1) 果樹の改植及び果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組については、事業実施年度から10年後とする。  (2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7～第19 (略)</p>
<p>別紙7 収益性向上対策・生産基盤強化対策</p> <p>I 基金事業</p> <p>1 生産支援事業  (1)～(6) (略)  (7) 特別枠  ア (略)  イ 施設園芸エネルギー転換枠  (ア)・(イ) (略)  (ウ) 産地パワーアップ計画における対象作物は施設園芸品目とし、助成対象経費は<u>次に掲げるものとする。</u>  ① <u>省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等の導入及びリース導入に要する経費</u>  ② <u>①の取組を行う場合の施工に要する経費</u>  ただし、省エネ機器の導入又はリース導入を必須とし、内部設備のみの導入は不可とする。  (エ) (略)  ウ (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙7 収益性向上対策・生産基盤強化対策</p> <p>I 基金事業</p> <p>1 生産支援事業  (1)～(6) (略)  (7) 特別枠  ア (略)  イ 施設園芸エネルギー転換枠  (ア)・(イ) (略)  (ウ) 産地パワーアップ計画における対象作物は施設園芸品目とし、助成対象経費は、<u>省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等の導入及びリース導入に要する経費とする。</u>ただし、省エネ機器の導入又はリース導入を必須とし、内部設備のみの導入は不可とする。</p> <p>(エ) (略)  ウ (略)</p> <p>(以下略)</p>
<p>別記様式</p> <p>別記様式第1-1号～別添1 (別記様式第2-2-1号関係) (略)</p> <p>別記様式第2-1-2号 (支援対象者→事業実施者)  ○○年度 <u>果樹先導的取組支援事業</u> 実施計画 (兼実績報告)</p>	<p>別記様式</p> <p>別記様式第1-1号～別添1 (別記様式第2-2-1号関係) (略)</p> <p>別記様式第2-1-2号 (支援対象者→事業実施者)  ○○年度 <u>先導的果樹経営支援対策事業</u> 実施計画 (兼実績報告)</p>

都道府県名	産地協議会 名

I (略)  
II 果樹先導的取組支援の事業計画 (実績)

表 (略)

(注) 1～4 (略)

5 「事業完了 (予定) 年月日」の欄には、支援対象者が事業実施者に対して「果樹先導的取組支援事業実績報告兼補助金支払請求書」を提出する年月日を記入すること。

(注) 6～10 (略)

表 (略)

(注) 1～5 (略)

III (略)

別記様式第2-1-3号

(支援対象者→事業実施者)

番号  
年月日

社団法人〇〇県 (道) 果実生産出荷安定基金協会  
理事長 殿  
(〇〇〇産地協議会経由)

住所  
〇〇〇生産出荷組合  
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業実施計画の (変更) 承認申請について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画について関係書類を添えて (変更) 承認申請します。

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

1 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画 (兼実績報告) (別記様式第2-1-2号)

(注) 2～4 (略)

別記様式第2-1-4号 (略)

都道府県名	産地協議会 名

I (略)  
II 園芸作物等の先導的取組支援の事業計画 (実績)

表 (略)

(注) 1～4 (略)

5 「事業完了 (予定) 年月日」の欄には、産地協議会が事業実施者に対して「産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援 (果樹) 事業実績報告兼補助金支払請求書」を提出する年月日を記入すること。

(注) 6～10 (略)

表 (略)

(注) 1～5 (略)

III (略)

別記様式第2-1-3号

(支援対象者→事業実施者)

番号  
年月日

社団法人〇〇県 (道) 果実生産出荷安定基金協会  
理事長 殿  
(〇〇〇産地協議会経由)

住所  
〇〇〇生産出荷組合  
代表理事組合長

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援 (果樹) 事業実施計画の (変更) 承認申請について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、〇〇年度先導的果樹経営支援対策事業実施計画について関係書類を添えて (変更) 承認申請します。

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

1 〇〇年度先導的果樹経営支援対策事業実施計画 (兼実績報告) (別記様式第2-1-2号)

(注) 2～4 (略)

別記様式第2-1-4号 (略)

別記様式第2-1-5号 (支援対象者→事業実施者)  
(支援対象者が直接提出する場合)

番号  
年月日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会  
理事長 殿

住所  
氏名

果樹先導的取組支援事業補助金(変更)交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく関係書類を添えて(変更)申請します。

(注)別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(別記様式第2-1-2号)の写しを添付する

別記様式第2-1-6号 (支援対象者→事業実施者)  
(生産出荷団体が支援対象者から委任を受けて代理申請する場合)

番号  
年月日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会  
理事長 殿

住所  
〇〇〇生産出荷組合  
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業補助金(変更)交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく下記のとおり関係書類を添えて(変更)申請します。

1 支援対象者からの果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する権限の委任を証する書面…別添2

別記様式第2-1-5号 (支援対象者→事業実施者)  
(支援対象者が直接提出する場合)

番号  
年月日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会  
理事長 殿

住所  
氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)補助金(変更)交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)補助金〇〇〇円を交付されたく関係書類を添えて(変更)申請します。

(注)別添書類として、〇〇年度先導的果樹経営支援対策事業実施計画(別記様式第2-1-2号)の写しを添付する。

別記様式第2-1-6号 (支援対象者→事業実施者)  
(生産出荷団体が支援対象者から委任を受けて代理申請する場合)

番号  
年月日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会  
理事長 殿

住所  
〇〇〇生産出荷組合  
代表理事組合長

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)補助金(変更)交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)補助金〇〇〇円を交付されたく下記のとおり関係書類を添えて(変更)申請します。

1 支援対象者からの産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)補助金の受領に関する権限の委任を証する書面…別添2

2 果樹先導的取組支援事業補助金（変更）明細書…別添3

(注1) (略)

(注2) 別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画（別記様式第2-1-2号）の写しを添付する。

別添2（別記様式第2-1-6号関係）

年月日

委任状

住所  
氏名

私どもは、上記の者を代理人と定め、貴協会の業務方法書第〇条に基づく果樹先導的取組支援事業補助金の交付申請、請求、受領、返還に関する権限について委任します。

（委任者一覧）  
表（略）

別添3（別記様式第2-1-6号関係）

果樹先導的取組支援事業補助金（変更）明細書

表（略）  
（注）（略）

別記様式第2-1-7号

（支援対象者→事業実施者）

番号  
年月日

社団法人〇〇県（道）果実生産出荷安定基金協会  
理事長 殿  
（〇〇〇産地協議会経由）

住所  
〇〇〇生産出荷組合  
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業補助金実績報告兼補助金支払請求書

産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第

2 支援対象者別の産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）補助金（変更）明細書…別添3

(注1) (略)

(注2) 別添書類として、〇〇年度先導的果樹経営支援対策事業実施計画（別記様式第2-1-2号）の写しを添付する。

別添2（別記様式第2-1-6号関係）

年月日

委任状

住所  
氏名

私どもは、上記の者を代理人と定め、貴協会の業務方法書第〇条に基づく産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）補助金の交付申請、請求、受領、返還に関する権限について委任します。

（委任者一覧）  
表（略）

別添3（別記様式第2-1-6号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）補助金（変更）明細書

表（略）  
（注）（略）

別記様式第2-1-7号

（支援対象者→事業実施者）

番号  
年月日

社団法人〇〇県（道）果実生産出荷安定基金協会  
理事長 殿  
（〇〇〇産地協議会経由）

住所  
〇〇〇生産出荷組合  
代表理事組合長

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）補助金実績報告兼補助金支払請求書

産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第



4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知)別紙3の第6の1、〇〇業務方法書及び貴協会の業務方法書に基づき、果樹先導的取組支援事業の実績について別添のとおり報告します。

なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。

※(また、請求のとおり支払われるときには、受領代理人〇〇(例えば、県信用農業協同組合連合会理事〇〇)あてに支払われたく申し添えます。)

(注1)別添書類として以下のものの写しを添付する。

- (1)〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)(別記様式第2-1-2号)
- (2)果樹先導的取組支援事業に係る事後確認報告書

(注2)果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する権限と受領以外に関する権限とが異なる者に委任された場合には、※の箇所に、受領に関する権限の委任を受けた者の住所及び氏名を記入する。

別記様式第2-1-8~別記様式第3-22号 (略)

別添2-3(別記様式第3-5号関係) (取組主体→地域協議会長等)  
個票(果樹の改植用)

果樹の改植に係る計画書(No.〇)

番 号	品 目 (品 種)	事業内容	実施面積	事業量	事業費	助成率 (定額 定率)	助成金	品買上が期待される技術の内容 (既に導入している場合は導入した時期、当該年度に導入予定の場合は導入する時期を併記)	備 考
1		改 植	㎡	本	円		円		
		未収益期間における栽培管理	㎡	本	円	220円/㎡	円		
		小 計			円		円		
2		改 植	㎡	本	円		円		
		未収益期間における栽培管理	㎡	本	円	220円/㎡	円		
		小 計			円		円		
3		改 植	㎡	本	円		円		
		未収益期間における栽培管理	㎡	本	円	220円/㎡	円		
		小 計			円		円		
合 計		園地数	実施面積	事業量	事業費	補助率	助成金 合 計		
改 植	定植		㎡	本	円		円		
	定植		㎡	本	円	1/2以内	円		
	計		㎡	本	円		円		
未収益期間における栽培管理 計			㎡	本	円	220円/㎡	円		

4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知)別紙3の第6の1、〇〇業務方法書及び貴協会の業務方法書に基づき、産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)の実績について別添のとおり報告します。

なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。

※(また、請求のとおり支払われるときには、受領代理人〇〇(例えば、県信用農業協同組合連合会理事〇〇)あてに支払われたく申し添えます。)

(注1)別添書類として以下のものの写しを添付する。

- (1)〇〇年度先導的果樹経営支援対策事業実施計画(兼実績報告)(別記様式第2-1-2号)
- (2)産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)に係る事後確認報告書

(注2)産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)補助金の受領に関する権限と受領以外に関する権限とが異なる者に委任された場合には、※の箇所に、受領に関する権限の委任を受けた者の住所及び氏名を記入する。

別記様式第2-1-8~別添2-2(別記様式第3-5号関係) (略)

[新設]

<p>(注) <u>1 「品目(品種)」欄には、りんごわい化栽培等を行う場合は、併せて「(わい化等)」等と記入すること。</u></p> <p><u>2 「事業量」欄については、植栽する苗木の本数を記入すること。</u></p> <p><u>3 「助成単価(定額・定率)」欄には、補助率が定額助成のものについては助成単価(〇〇円/㎡)を、補助率が定率助成のものについては1/2以内と記入すること。</u></p> <p><u>4 ① 「未収益期間における栽培管理」の「実施面積」欄には、支援対象となるものについて、改植の面積と同じ面積を記入すること。</u></p> <p><u>② 「事業費」の欄には、「実施面積」に220円/㎡を乗じた額を記入すること。</u></p> <p><u>5 「備考」欄には、助成金額から仕入れにかかる消費税相当額を減額した場合は、「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を記入すること。</u></p> <p><u>なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。</u></p> <p>別添3-1(別記様式第3-5号関係)～別記様式第3-22号 (略)</p>	<p>別添3-1(別記様式第3-5号関係)～別記様式第3-22号 (略)</p>
---	--

附則

- 1 この要領は、令和4年3月4日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。